

令和7年度八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年度の予算の範囲内において実施する八戸市子ども食堂支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、子ども食堂（こどもに対して無料又は食材費相当額程度の低額な料金で、栄養バランスのとれた食事の提供を行うことをいう。以下同じ。）の運営を新たに開始する団体等に対し、子ども食堂の開設準備に要する経費の一部を補助することにより、安定的な実施環境の整備と、地域に根差した活動を支援し、こどもたちが地域とつながり、健やかに育成される環境整備の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有する法人、任意団体又は個人（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 営利活動を目的としたものでないこと。
- (3) 1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (4) 補助対象事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (5) 宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (6) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる運営に関する要件を全て満たす子ども食堂を新たに開設するに当たって、当該開設の準備に係る事業とする。

- (1) 市内で実施されること。
- (2) 地域に住むこどもを広く対象とした運営がなされること。
- (3) 主な対象者が、18歳未満のこどもであること。
- (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に6回以上かつ定期的に実施し、実施1回当たりのこどもの人数が5人以上であること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- (5) 常駐できる運営上の責任者を配置すること。
- (6) 食事の提供を行う際の衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、本事業の開始前に八戸市保健所に相談し、衛生管理に関する必要な助言・指導を受

けること。

(7) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。

(8) 参加しているこどもの様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、補助対象者が子ども食堂事業の運営を開始する初年度に1回限り交付するものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、この間に支払を完了した経費を対象とする。

(交付申請等)

第7条 規則第3条の規定による申請は、市長が定める期日までに、八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおり（第3号に掲げる書類にあっては、補助対象者が個人である場合を除く。）とする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 事業収支予算書（別記第3号様式）

(3) 団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの、及び役員等の名簿

(4) 開催案内及び活動内容等周知状況が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条の規定による申請に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請するものとする。ただし、当該申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない経費についてはこの限りでない。

(交付決定)

第8条 規則第5条の規定による通知は、八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、規則第4条第1項による審査等の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、八戸市子ども食堂支援事業費補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第5条の規定による交付の決定を受けた団体等（以下「補助団体等」という。）は、当該補助金の申請内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八戸市子ども食堂支援事業費補助金変更等承認申請書（別記第6号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、八戸市子ども食堂支援事業費補助金変更等承認書（別記第7号様式）により補助団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の実績報告は、補助対象事業を完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、八戸市子ども食堂支援事業費補助金事業完了等報告書（別記第8号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第9号様式）
- (2) 事業収支決算書（別記第10号様式）
- (3) 事業の実施状況が分かる書類
- (4) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助団体等は、規則第12条の実績報告書等を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第13条の規定による通知は、八戸市子ども食堂支援事業費補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付等）

第12条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後に一括交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、規則第5条の規定による交付の決定の通知後に、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、規則第13条の規定による額の確定後、当該補助金の額に不足が生じたときは、その不足が生じた部分の額を新たに交付するものとする。

- 3 補助団体等は、補助金の交付を請求しようとするときは、八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、八戸市子ども食堂支援事業費補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、規則第 13 条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助団体等は、規則第 13 条の規定により補助金の額が確定した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、八戸市子ども食堂支援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記第 14 号様式）により遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の 5 月 31 日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告によって、第 11 条の規定により確定した補助金交付額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第 16 条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めたときは、補助団体等に対して報告を求め、又は関係職員に実地による調査をさせることができる。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助団体等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の詳細	補助金の額
備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ・机、椅子、棚等の什器類 ・その他備品又は物品として市長が適当と認めるもの	補助対象経費（消費税等仕入控除税額を除く。）に10/10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ただし、上限額は、100,000円とする。
消耗品費	食器、衛生品等1点1万円未満のものの購入費用 ・食器類（皿、コップ、箸、スプーン等） ・キッチン雑貨（ゴミ袋、スポンジ、ラップ、ふきん等） ・衛生用品（三角巾、作業衣、エプロン、マスク、石けん、洗剤・消毒剤、使い捨て手袋等）	
普及啓発費	ホームページ・チラシ等作成費、チラシ等郵送費、看板作成費等	
保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料等	
受講料	運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料等	
その他の経費	その他事業を実施する上で市長が特に必要と認める経費	

＜特記事項＞

※ いずれの項目についても、補助対象事業のみに係る経費で、実施に必要最小限なものに限り、かつ、通常より著しく高額と判断される経費を除く。

また、以下の経費は補助対象外とする。

- ・補助団体等の経常的な活動に要する経費
（事務所の家賃、スタッフの人件費や交通費、会食代、事務用品等）
- ・謝礼金
- ・建物改修費、水道工事費
- ・食材費
- ・会場使用料及び賃借料
- ・光熱水費
- ・その他市長が適当でないと認める経費